

航路関係

【 議 題 】

離島航路確保維持計画について
～令和 9 年度分～

令和 8 年 月 日

国土交通大臣 様

愛媛県地域公共交通網再編協議会

離島航路確保維持計画認定申請書

離島航路確保維持計画を別紙のとおり定めたので、関係書類を添えて申請します。

1. 地域公共交通確保維持事業に係る目的・必要性（自由記述）

離島航路は、本土と離島、離島と離島を結ぶ唯一の交通手段であり、離島で暮らす住民にとっては、通勤、通学、通院をはじめ郵便や信書便、生活必需品などを輸送する生活手段として、本土における国道や主要地方道と同様、島民の生活や産業を支えるために不可欠なものである。

多くの離島を抱える本県においては、唯一の交通手段である離島航路の維持、確保は重要な課題であり、公共交通を担う行政の責務として、市町や離島航路事業者とも協力を行い、離島航路の存続に努めている。

しかしながら、離島航路事業者においては、過疎化や高齢化の進行により利用者が減少傾向にあるなか、生活航路であることから、船舶の修繕や燃料価格の高騰などの運航コストを運賃に転嫁することが難しく、抜本的な経営改善を行うことは困難な状況にあり、その維持には公的支援が必要である。

2. 地域公共交通確保維持事業に係る定量的な目標・効果（自由記述）

国の離島航路補助の対象となる11航路を合計して、令和9年度は次の輸送量を目標とする。

・ 運航回数	25,000 (回/年)
・ 旅客輸送	784,000 (人/年)
・ 自動車輸送	81,000 (台/年)
・ 貨物輸送	2,000 (ト/年)
・ 手荷物個数	28,000 (個/年)
・ 小荷物個数	65,000 (個/年)

このことにより、対象航路が就航する離島の安定した生活交通を確保でき、離島住民の生活の安定を図ることができる。

3. 地域公共交通確保維持事業により運航を確保・維持する航路の概要及び運航予定者

- ・ 運航予定者：①上島町 (魚島～弓削～土生 航路)
②シーセブン有限会社 (尾浦～宮窪 航路)
③津島渡船有限会社 (津島～今治 航路)
④有限会社くるしま (馬島～波止浜 航路)
⑤今治市 (岡村～今治 航路)
⑥新居浜市 (大島～黒島 航路)
⑦有限会社新喜峰 (安居島～北条 航路)
⑧中島汽船株式会社 (三津浜～中島 航路)
⑨青島海運有限会社 (青島～長浜 航路)
⑩田中輸送有限会社 (大島～八幡浜 航路)
⑪盛運汽船株式会社 (日振～宇和島 航路)
- ・ 航路の概要：運航計画書 (様式2-2)、航路整備計画 (様式2-3)

4. 地域公共交通確保維持事業に要する費用の総額、負担者

- ・ 令和9年度 収入見込額： 1,039,786,331円
費用見込額： 2,451,691,938円
収支差見込額： △1,411,905,607円

詳細：航路損益見込計算書(様式2-4)抜粋

- ・ 負担者：国、愛媛県、今治市、新居浜市、松山市、大洲市、八幡浜市、宇和島市、上島町

5. 地域公共交通確保維持事業の改善等に関する事項

- ・ 離島航路3ヵ年計画 (様式2-5)

6. 離島航路構造改革事業に係る目的・必要性（自由記述）

〔 地域公共交通確保維持改善事業費補助金交付要綱第40条第2項第4号に規定する効率化船舶への代替建造の実施予定者 〕

【上島町（魚島～弓削～土生 航路）】

同航路は、島民の唯一の交通手段、生活必需品などを輸送する生活手段として不可欠であるが、島内人口が少数であることや燃料価格の高騰が影響し、その経営状況は厳しいものとなっている。

そこで、将来にわたって航路を維持するため、令和4年2月に「魚島航路改善計画」を策定し、令和9年度までに新造船を建造することとしている。

（ 地域公共交通確保維持改善事業費補助金交付要綱第40条第2項第1号に規定する調査事業の実施予定者 ）

【今治市（岡村～今治 航路）】

同航路は、島民の唯一の交通手段、生活必需品などを輸送する生活手段として不可欠であるが、島内人口が少数であることや燃料価格の高騰が影響し、その経営状況は厳しいものとなっている。

そこで、将来にわたって航路を維持するため、使用船舶の更新を含め、航路改善計画の策定に取り組むこととしている。

【新居浜市（大島～黒島 航路）】

同航路は、島民の唯一の交通手段、生活必需品などを輸送する生活手段として不可欠であるが、島内人口が少数であることや燃料価格の高騰が影響し、その経営状況は厳しいものとなっている。

そこで、将来にわたって航路を維持するため、使用船舶の更新を含め、航路改善計画の策定に取り組むこととしている。

【中島汽船株式会社（三津浜～中島 航路）】

同航路は、島民の唯一の交通手段、生活必需品などを輸送する生活手段として不可欠であるが、島内人口の減少や燃料価格の高騰が影響し、その経営状況は厳しいものとなっている。

そこで、将来にわたって航路を維持するため、使用船舶の更新を含め、航路改善計画の策定に取り組むこととしている。

【盛運汽船株式会社（日振～宇和島 航路）】

同航路は、島民の唯一の交通手段、生活必需品などを輸送する生活手段として不可欠であるが、島内人口が少数であることや燃料価格の高騰が影響し、その経営状況は厳しいものとなっている。

そこで、将来にわたって航路を維持するため、使用船舶の更新を含め、航路改善計画の策定に取り組むこととしている。

7. 離島航路構造改革事業に係る定量的な目標・効果（自由記述）

【上島町（魚島～弓削～土生 航路）】

- ・ 運航回数 1, 460（回／年）

【今治市（岡村～今治 航路）】

- ・ 調査の上、検討

【新居浜市（大島～黒島 航路）】

- ・ 調査の上、検討

【中島汽船株式会社（三津浜～中島 航路）】

- ・ 調査の上、検討

【盛運汽船株式会社（日振～宇和島 航路）】

- ・ 調査の上、検討

8. 離島航路構造改革事業に要する費用の総額、負担者及びその負担額（自由記述）

【上島町（魚島～弓削～土生 航路）】

- ・ 費用の総額：550,000,000円＋乗出費用
- ・ 負担者及び負担額：国（1割）、鉄道・運輸機構（4割）、上島町（5割）

【今治市（岡村～今治 航路）】

- ・計画策定予定。
（費用等、未定）

【新居浜市（大島～黒島 航路）】

- ・計画策定予定。
（費用等、未定）

【中島汽船株式会社（三津浜～中島 航路）】

- ・計画策定予定。
（費用等、未定）

【盛運汽船株式会社（日振～宇和島 航路）】

- ・計画策定予定。
（費用等、未定）

9. 協議会の開催状況と主な議論（自由記述）

- ・令和8年6月10日 愛媛県地域交通活性化東予地区協議会
※地区協議会における審議結果を記載
- ・令和8年6月11日 愛媛県地域交通活性化中予地区協議会
※地区協議会における審議結果を記載
- ・令和8年6月8日 愛媛県地域交通活性化南予地区協議会
※地区協議会における審議結果を記載
- ・令和8年6月17日 愛媛県地域公共交通網再編協議会
※再編協議会における審議結果を記載

10. 利用者等の意見の反映状況（自由記述）

※各協議会における意見等を記載

11. 協議会メンバーの構成

別紙のとおり

愛媛県地域公共交通網再編協議会委員名簿

愛媛県地域交通活性化地区協議会委員名簿

愛媛県内離島航路事業者 航路損益(見込)計算書 抜粋

(単位:円)

航路名	事業者名	航路損益項目	5年度 航路損益 (R4.10 ～R5.9)	6年度 航路損益 (R5.10 ～R6.9)	7年度 航路損益 (R6.10 ～R7.9)	3か年平均	令和9年度 航路損益 (R8.10 ～R9.9)	備考 (経費増 の要因等)
県全体	県全体	収益 計	1,137,493,823	1,041,696,942	970,177,079	1,049,789,281	1,039,786,331	
		費用 計	2,253,948,522	2,410,831,432	2,276,944,096	2,313,908,017	2,451,691,938	
		差引当期純利益(純損失)	△ 1,116,454,699	△ 1,369,134,490	△ 1,306,767,017	△ 1,264,118,735	△ 1,411,905,607	
		国庫補助金	493,197,098	583,493,807	465,946,360	514,212,422	本申請により認定	
		県補助金	311,623,000	392,815,000	—	—	—	
		市町等負担	311,634,601	392,825,683	—	—	—	
東予管内	東予管内	収益 計	127,756,344	127,086,817	127,627,351	127,490,172	121,356,217	
		費用 計	659,054,755	734,865,790	663,298,730	685,739,759	647,281,006	
		差引当期純利益(純損失)	△ 531,298,411	△ 607,778,973	△ 535,671,379	△ 558,249,587	△ 525,924,789	
		国庫補助金	231,986,866	246,261,924	193,573,033	223,940,607	本申請により認定	
		県補助金	149,652,000	180,756,000	—	—	—	
		市町等負担	149,659,545	180,761,049	—	—	—	
中予管内	中予管内	収益 計	788,244,148	774,506,388	711,293,248	758,014,595	713,163,524	
		費用 計	1,042,899,560	1,070,391,216	1,046,114,790	1,053,135,189	1,079,221,389	
		差引当期純利益(純損失)	△ 254,655,412	△ 295,884,828	△ 334,821,542	△ 295,120,594	△ 366,057,865	
		国庫補助金	89,687,217	105,347,096	88,414,694	94,483,003	本申請により認定	
		県補助金	82,483,000	95,268,000	—	—	—	
		市町等負担	82,485,195	95,269,732	—	—	—	
南予管内	南予管内	収益 計	221,493,331	140,103,737	131,256,480	164,284,515	205,266,590	
		費用 計	551,994,207	605,574,426	567,530,576	575,033,070	725,189,543	
		差引当期純利益(純損失)	△ 330,500,876	△ 465,470,689	△ 436,274,096	△ 410,748,555	△ 519,922,953	
		国庫補助金	171,523,015	231,884,787	183,958,633	195,788,812	本申請により認定	
		県補助金	79,488,000	116,791,000	—	—	—	
		市町等負担	79,489,861	116,794,902	—	—	—	
魚島～弓削 ～土生	上島町	収益 計	24,721,884	24,064,070	25,041,638	24,609,197	19,875,468	
		費用 計	131,597,544	179,153,710	142,355,263	151,035,506	116,344,028	
		差引当期純利益(純損失)	△ 106,875,660	△ 155,089,640	△ 117,313,625	△ 126,426,309	△ 96,468,560	
		国庫補助金	40,968,424	66,886,682	34,282,106	47,379,071	本申請により認定	
		県補助金	32,953,000	44,101,000	—	—	—	
		市町等負担	32,954,236	44,101,958	—	—	—	
尾浦～宮窪	シーセブン(有)	収益 計	6,254,706	7,058,498	5,832,939	6,382,048	5,779,667	
		費用 計	50,856,495	66,917,199	51,212,094	56,328,596	51,923,366	
		差引当期純利益(純損失)	△ 44,601,789	△ 59,858,701	△ 45,379,155	△ 49,946,548	△ 46,143,699	
		国庫補助金	18,774,192	24,432,002	14,705,300	19,303,831	本申請により認定	
		県補助金	12,913,000	17,713,000	—	—	—	
		市町等負担	12,914,597	17,713,699	—	—	—	
津島～今治	津島渡船(有)	収益 計	583,788	533,256	580,022	565,689	563,445	
		費用 計	14,484,656	13,753,761	14,373,987	14,204,135	14,212,426	
		差引当期純利益(純損失)	△ 13,900,868	△ 13,220,505	△ 13,793,965	△ 13,638,446	△ 13,648,981	
		国庫補助金	6,453,446	5,483,204	5,252,774	5,729,808	本申請により認定	
		県補助金	3,723,000	3,868,000	—	—	—	
		市町等負担	3,724,422	3,869,301	—	—	—	
馬島～波止浜	(有)くるしま	収益 計	5,652,148	5,254,219	5,301,498	5,402,622	5,316,344	船舶の減価 償却修了
		費用 計	68,135,916	48,602,495	37,424,988	51,387,800	39,688,877	
		差引当期純利益(純損失)	△ 62,483,768	△ 43,348,276	△ 32,123,490	△ 45,985,178	△ 34,372,533	
		国庫補助金	26,521,729	19,297,828	14,756,678	20,192,078	本申請により認定	
		県補助金	17,981,000	12,025,000	—	—	—	
		市町等負担	17,981,039	12,025,448	—	—	—	
岡村～今治	今治市	収益 計	75,275,988	76,326,403	76,443,319	76,015,237	75,997,348	
		費用 計	220,577,262	233,857,344	245,215,609	233,216,738	246,194,483	
		差引当期純利益(純損失)	△ 145,301,274	△ 157,530,941	△ 168,772,290	△ 157,201,501	△ 170,197,135	
		国庫補助金	70,755,374	69,543,579	75,065,917	71,788,290	本申請により認定	
		県補助金	37,272,000	43,993,000	—	—	—	
		市町等負担	37,273,900	43,994,362	—	—	—	

愛媛県内離島航路事業者 航路損益(見込)計算書 抜粋

(単位:円)

航路名	事業者名	航路損益項目	5年度 航路損益 (R4.10 ～R5.9)	6年度 航路損益 (R5.10 ～R6.9)	7年度 航路損益 (R6.10 ～R7.9)	3か年平均	令和9年度 航路損益 (R8.10 ～R9.9)	備考 (経費増 の要因等)
大島～黒島	新居浜市	収益 計	15,267,830	13,850,371	14,427,935	14,515,379	13,823,945	
		費用 計	173,402,882	192,581,281	172,716,789	179,566,984	178,917,826	
		差引当期純利益(純損失)	△ 158,135,052	△ 178,730,910	△ 158,288,854	△ 165,051,605	△ 165,093,881	
		国庫補助金	68,513,701	60,618,629	49,510,258	59,547,529	本申請により認定	
		県補助金	44,810,000	59,056,000	—	—	—	
		市町等負担	44,811,351	59,056,281	—	—	—	
安居島～北条	(有)新喜峰	収益 計	2,410,188	3,312,809	3,241,662	2,988,220	2,927,511	船舶の減価 償却費了
		費用 計	76,576,243	75,472,968	44,817,584	65,622,265	45,182,241	
		差引当期純利益(純損失)	△ 74,166,055	△ 72,160,159	△ 41,575,922	△ 62,634,045	△ 42,254,730	
		国庫補助金	29,457,283	24,152,085	14,978,911	22,862,760	本申請により認定	
		県補助金	22,354,000	24,004,000	—	—	—	
		市町等負担	22,354,772	24,004,074	—	—	—	
三津浜～中島	中島汽船(株)	収益 計	785,833,960	771,193,579	708,051,586	755,026,375	710,236,013	船舶の減価 償却費計上
		費用 計	966,323,317	994,918,248	1,001,297,206	987,512,924	1,034,039,148	
		差引当期純利益(純損失)	△ 180,489,357	△ 223,724,669	△ 293,245,620	△ 232,486,549	△ 323,803,135	
		国庫補助金	60,229,934	81,195,011	73,435,783	71,620,243	本申請により認定	
		県補助金	60,129,000	71,264,000	—	—	—	
		市町等負担	60,130,423	71,265,658	—	—	—	
青島～長浜	青島海運(有)	収益 計	7,172,789	6,984,272	5,371,857	6,509,639	6,320,349	
		費用 計	35,371,104	50,457,118	35,137,099	40,321,774	37,672,849	
		差引当期純利益(純損失)	△ 28,198,315	△ 43,472,846	△ 29,765,242	△ 33,812,135	△ 31,352,500	
		国庫補助金	14,199,944	28,703,370	13,586,329	18,829,881	本申請により認定	
		県補助金	6,999,000	7,384,000	—	—	—	
		市町等負担	6,999,371	7,385,476	—	—	—	
大島～八幡浜	田中輸送(有)	収益 計	47,920,494	18,976,802	18,904,112	28,600,469	18,576,307	定期検査に 伴う船舶修繕 費の増加
		費用 計	107,902,064	105,772,988	104,940,753	106,205,268	131,345,156	
		差引当期純利益(純損失)	△ 59,981,570	△ 86,796,186	△ 86,036,641	△ 77,604,799	△ 112,768,849	
		国庫補助金	22,707,378	29,983,488	26,508,783	26,399,883	本申請により認定	
		県補助金	18,637,000	28,406,000	—	—	—	
		市町等負担	18,637,192	28,406,698	—	—	—	
日振～宇和島	盛運汽船(株)	収益 計	166,400,048	114,142,663	106,980,511	129,174,407	180,369,934	定期検査に 伴う船舶修繕 費の増加
		費用 計	408,721,039	449,344,320	427,452,724	428,506,028	556,171,538	
		差引当期純利益(純損失)	△ 242,320,991	△ 335,201,657	△ 320,472,213	△ 299,331,621	△ 375,801,604	
		国庫補助金	134,615,693	173,197,929	143,863,521	150,559,048	本申請により認定	
		県補助金	53,852,000	81,001,000	—	—	—	
		市町等負担	53,853,298	81,002,728	—	—	—	

※市町等負担は事業者の自己負担分(経営改善目標額等)も含む

航路損益（見込）計算書

航 路 名

事業者名

(円)

	5年度航路損益 (令和4年10月～ 令和5年9月)	6年度航路損益 (令和5年10月～ 令和6年9月)	7年度航路損益 (令和6年10月～ 令和7年9月)	3カ年平均	航路損益見込み (令和8年10月～ 令和9年9月)	備考(増減理由)
1. 収 益						
A 運 航 収 益						
1. 旅 客 運 賃						
2. 手 荷 物 運 賃						
3. 小 荷 物 運 賃						
4. 自 動 車 航 送 運 賃						
5. 貨 物 運 賃						
6. 郵便・信書便航送料						
7. 雑 収 入						
B 営 業 収 益						
1. 航路附属施設収入						
2. 雑 収 入						
収 益 計						
2. 費 用						
A 運 航 費 用						
1. 旅 客 費						
(1) 旅 客 歩 金						
(2) 傷 害 保 険 料						
(3) 雑 費						
2. 手 荷 物 取 扱 費						
3. 小 荷 物 取 扱 費						
4. 自 動 車 航 送 取 扱 費						
5. 貨 物 費						
(1) 貨 物 積 卸 費						
(2) 貨 物 歩 金						
(3) 貨 物 弁 金						
(4) 雑 費						
6. 郵便・信書便取扱費						
7. 燃 料 潤 滑 油 費						
8. 養 缶 水 費						
9. 港 費						
(1) 税金及び手数料						
(2) 水先及び係留料等						
(3) 代理店手数料						
10. 雑 費						
11. 船 費						
(1) 船 員 費						
(2) 船 舶 備 品 費						
(3) 船 舶 消 耗 品 費						
(4) 船 舶 修 繕 費						
(5) 雑 費						
B 営 業 費 用						
1. 保 險 料						
(1) 船 舶						
(2) 航路附属施設						
2. 税 金						
(1) 船 舶						
(2) 航路附属施設						
(3) 消 費 税						
3. 利 子						
(1) 船 舶						
(2) 航路附属施設						
4. 減 価 償 却 費						
(1) 航路開設費						
(2) 船 舶						
(3) 航路附属施設						
5. 賃 借 (用 船) 料						
(1) 船 舶						
(2) 航路附属施設						
6. 航路附属施設費						
7. 店 費						
費 用 計						
3. 差引当期純利益（純損失）						
(国庫補助金)						
(都道府県補助金)						
(市区町村補助金)						

(参 考)

○単位が円であることを留意すること。

○「5、6、7年度航路損益」の数値は、国監査後の数値を記載すること。

○「3カ年平均」の数値は、5～7年度航路損益の平均数値を四捨五入して記載すること。

運 航 計 画 書

令和8年 月 日

航 路 名 魚島～弓削～土生航路 事業者名 上 島 町

1. 航路の起点、寄港地、終点及びこれらの距離

	起 点	寄 港 地			終 点	合 計
港 名	ウオシマ 魚島	タカイカミ 高井神	トヨシマ 豊島	ユゲ 弓削	ハブ 土生	
各港間距離 (km)	4 . 8	5 . 5	7 . 5	3 . 3	2 1 . 1	
所 要 時 間	1 5	1 7	2 0	1 0	1 便及び 3 便 (5 5 分) 6 2 分	

(注) 港名にはフリガナをつけること。

2. 航 路 図

別紙

(注) 1. 当該航路の起点、寄港地及び終点到寄港する他の航路（他社の航路を含む。）

があれば、その航路を図示し、運航事業者名及び航路名を明記すること。

2. 当該航路の起点、寄港地及び終点と連絡する他の交通手段があれば、それを図

示し、その距離及び需要状況を附記すること。

3. 使用船舶（予備船を含む。）の明細

船名	船舶の種類	船質	進水年月	船舶所有者	総トン数	貨物積載容積	自動車航送に係る自動車積載面積	旅客定員（等級別に記載すること。）	主機の種類	連続最大出力	航海速力
ニュー うおしま2	旅客船	軽合金	H16.6	上島町	52t	1 t		2等 82名	ディーゼル	1000ps	17ノット

（注）予備船の船名は、かっこ書きすること。

4. 運航回数及び発着時刻表

（1）使用船舶別の運航回数

船名	運航系統	航路距離	運航期間	運航回数
ニュー うおしま2	(起点) 寄港地 (終点) 魚島・高井神・豊島・弓削・土生	4.8km 7.5km 魚島・高井神・豊島・弓削・土生 5.5km 3.3km	R8.10.1～ R9.9.30	730回
ニュー うおしま2	(起点) 寄港地 (終点) 魚島・高井神・弓削・土生	4.8km 11.2km 魚島・高井神・弓削・土生 3.3km	R8.10.1～ R9.9.30	730回

（注）1. 予備船の船名は、かっこ書きとすること。

2. 運航系統の欄には、直行便、抜港便又は折返し便ごとに、それぞれの起点、寄港地、終点、折返し地点を記載すること。

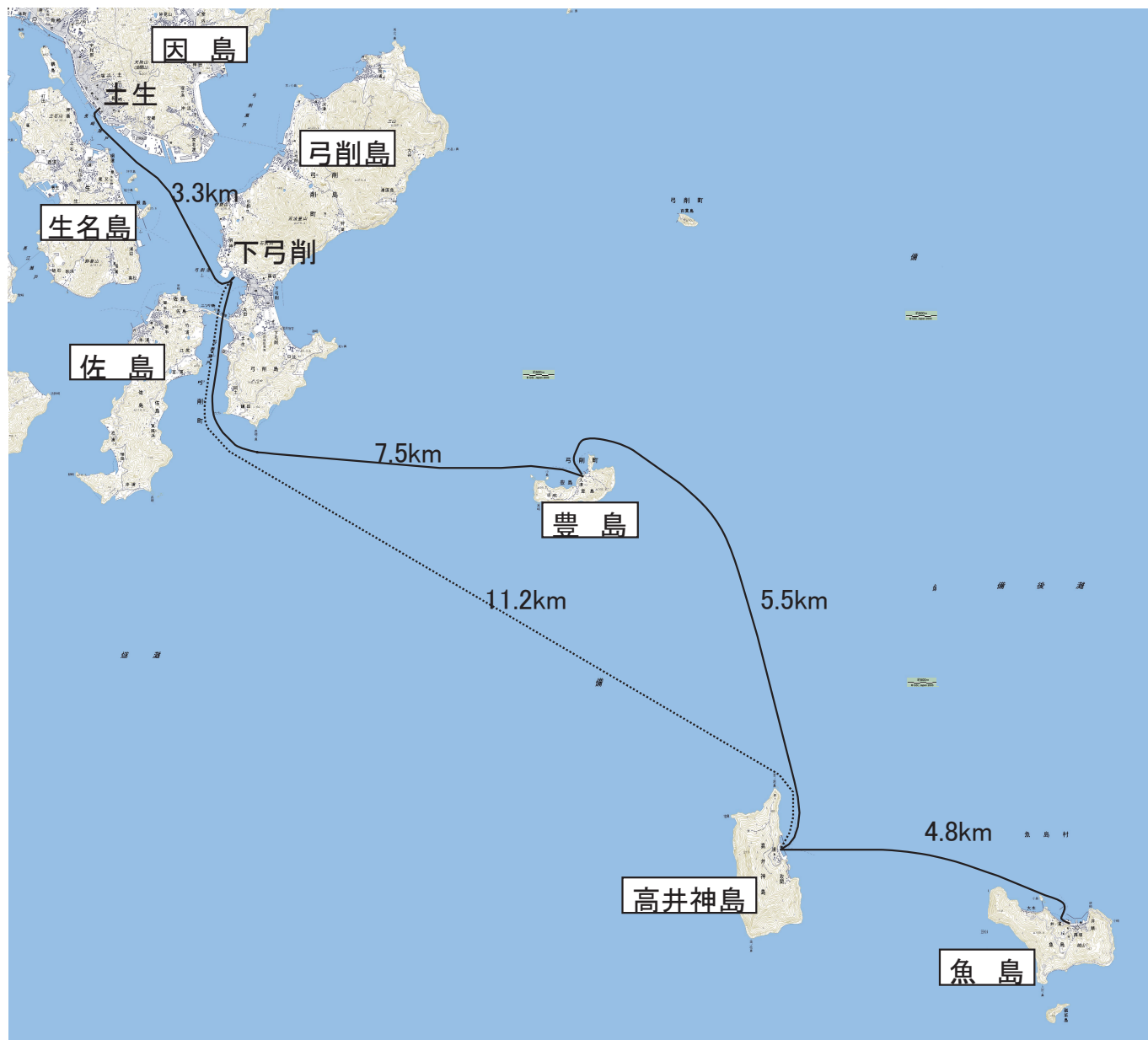
3. 航路距離の欄には、各運航系統ごとの距離を記載すること。

（2）発着時刻表

	魚島発 → 土生着					土生発 → 魚島着				
	魚島	高井神	豊島	弓削	土生	土生	弓削	豊島	高井神	魚島
1便	7:00	7:15	—	7:42	7:52	8:00	8:10	8:30	8:47	9:02
2便	9:15	9:30	9:47	10:07 10:12	10:22	11:00	11:10 11:27	—	11:57	12:12
3便	13:00	13:15	—	13:45 13:55	14:05	15:35	15:45 15:52	16:12	16:29	16:44
4便	17:25	17:40	17:57	18:15	18:25	19:30	19:40 19:45	—	20:15	20:30

（令和4年4月）

魚島～弓削～土生航路図



航 路 整 備 計 画 書

令和8年 月 日

航 路 名 魚島～弓削～土生航路

事業者名 上島町

経営主体の整備	当該航路に平行又は近接する航路において旅客定期航路事業を営む者がある場合には、当該旅客定期航路事業者との合併又は当該旅客定期航路事業の譲り受け等事業の集約を行うことの要否並びにその実施の方法及び予定期日		該当なし		
	当該航路に平行又は近接する航路において旅客定期航路事業を営む者がある場合には、当該旅客定期航路事業者とする海上運送法（昭和24年法律第187号）第28条の協定等その他の調整の要否並びにその実施の方法及び予定期日		該当なし		
運航の基本的条件の整備	年 度		R9年度	R10度	R11年度
	航路	起 点	魚島	魚島	魚島
		主 要 な 寄 港 地	高井神・豊島・弓削	高井神・豊島・弓削	高井神・豊島・弓削
		終 点	土生	土生	土生
	使用船舶	隻 数	1	1	1
		総 ト ン 数	5 2	5 6	5 6
		新たに取得する必要がある場合において要する資金の調達方法			
	運 航 回 数 の 最 小 限		1 日 4 回	1 日 4 回	1 日 4 回
	1Km当りの旅客運賃の最高限		4 3 円 7 5 銭	4 3 円 7 5 銭	4 3 円 7 5 銭

（注）離島航路運営費補助を受けようとする年度以降の3年分を記載すること。

事業者名 上島町
航 路 名 魚島～弓削～土生航路

離島航路 3 力年計画 (令和 9 年度～令和 1 1 年度)

1. 国庫補助航路の経営改善に関する基本方針

乗客への対応および運航上の安全面に重点を置き、経費に関しては必要最低限に抑える。

2. 航路整備計画及び運航計画の改善に関する事項

(航路の再編、経営主体のあり方、使用船舶の代替、運航便数・ダイヤの変更等)

項 目	内 容
	・航路の再編、経営主体、運航便数、ダイヤについては、変更予定なし。 ・使用船舶の老朽化に伴い、令和 3 年度に魚島航路改善計画を策定しており、令和 7 年度～令和 9 年度での新造船の建造を行う。

3. 収入の増加・確保に関する事項(輸送量の拡大・確保、運賃改定等)

項 目	内 容
輸送量の拡大確保	・観光客の増加を図るため、イベント・宿泊施設・観光施設等の充実強化を行い、町ホームページで観光 P R や交通アクセス等の情報を発信し、乗客の増加を目指す。また、平成 2 8 年 4 月 1 日から弓削・土生間の輸送を開始した。
運賃の改定	・平成 2 6 年 4 月及び令和元年 1 0 月 1 日に消費税増税に伴い消費税転嫁分の運賃値上げを実施した。しかしながら、高齢者が多く、通院や買い物の際に経済的負担が多くなるため、実質的な値上げは困難な状況となっている。
船員の確保	・船員不足により、船員の確保が困難なため、船員の育成(資格取得)に取り組んでいる。(R2～R3年度に実施)

4. 経費の節減に関する事項(船員費、燃料潤滑油費、船舶修繕費等の節減)

項 目	内 容
船員費	・荷物や郵便物の運搬、切符の船内販売を行っており、3 名乗船の 2 勤 2 休のローテーションの船員数 6 名で運航しているため、人員の削減等は困難であり、変更予定はなし。
燃料潤滑油費	・定期的なメンテナンスを行い燃費の向上を図る。
船舶修繕費	・入渠の際や通常時においても、点検・修繕をすべて造船所(業者)に任せるのではなく、船員で実施できるものは、船員で対応する。

5. 関係機関等との連携に関する事項

(港湾施設等のインフラ整備、離島活性化方策との連携等)

項 目	内 容
インフラ整備	・弓削港においては、冬季の西からの強い季節風により、船体が激しく揺れ、棧橋の係船が難しく危険な状態であったが、愛媛県の協力を得て、平成18年度に防波堤を建設し不安要素の解消をおこなった。また、魚島に1階が港務所、2階が地域の交流の場を持てる施設が平成27年3月に建設が完了し、利用者の利便向上及び利用者の増加に努めている。 平成30年9月の台風被害により、豊島港の浮き防波堤のチェーンが破損していたが、令和元年11月に改修工事を完了し、利用客の安全を確保した。
離島活性化方策	・上島町外の人材を誘致し住民の生活支援や観光等の地域協力活動を行う島おこし協力隊を配属し、地域の活性化及び維持強化を図り、閉店していた商店が営業を再開したが、平成28年6月に閉店したため、補助金を交付し漁協の協力により商店が再開した。 また、平成25年度に新たな離島振興計画の作成し、離島の活性化に努めている。

6. 今後引き続き検討すべき事項

項 目	内 容
費用の節減 島の活性化方策	・運航費用の節減や離島活性化方策により、欠損額の減少に努める。

運 航 計 画 書

令和 8 年 月 日

航 路 名 尾 浦 ～ 宮 窪 事業者名 シーセブン有限会社

1. 航路の起点、寄港地、終点及びこれらの距離

	起 点	寄 港 地							終 点	合 計
港 名	オウラコウ 尾浦港	ウシマコウ 鵜島港							ミヤクボコウ 宮窪港	
各港間距離 (km)	2. 5	1. 5								4. 0 k m
所 要 時 間	1 0 分	5 分								1 5 分

(注) 港名にはフリガナをつけること。

2. 航 路 図



- (注) 1. 当該航路の起点、寄港地及び終点に寄港する他の航路（他社の航路を含む。）があれば、その航路を図示し、運航事業者名及び航路名を明記すること。
2. 当該航路の起点、寄港地及び終点と連絡する他の交通手段があれば、それを図示し、その距離及び需要状況を附記すること。

3. 使用船舶（予備船を含む。）の明細

船 名	船舶の種 類	船 質	進水年月	船 舶 所有者	総トン数	貨物積載容積	自動車航送に係る自動車積載面積	旅客定員（等級別に記載すること）	主機の種 類	連続最大出力	航海速力
のしま7	旅客カーフェリー	軽合金	H27.2	シーセブン(有)	19.00 t		32.00㎡	35人	ディーゼル	356ps×2	10ノット

（注）予備船の船名は、かっこ書きすること。

4. 運航回数及び発着時刻表

（1）使用船舶別の運航回数

船 名	運 航 系 統	航 路 距 離	運 航 期 間	運 航 回 数
のしま7	尾浦－鵜島－宮窪	4.0 km	R8/10/1～R9/9/30	2131
くれない(臨時備船)	尾浦－鵜島－宮窪	4.0 km	R8年10月・R9年4月 合計 10日	60
計				2191

（注）1. 予備船の船名は、かっこ書きとすること。

2. 運航系統の欄には、直行便、抜港便又は折返し便ごとに、それぞれの起点、寄港地、終点、折返し地点を記載すること。

3. 航路距離の欄には、各運航系統ごとの距離を記載すること。

（2）発着時刻表

	尾浦港	鵜島港		宮窪港		鵜島港		尾浦港
	発	着	発	着	発	着	発	着
①	07:00	07:10	07:12	07:17	07:25	07:30	07:32	07:42
②	09:20	09:30	09:32	09:37	09:45	09:50	09:52	10:02
③	12:30	12:40	12:42	12:47	12:55	13:00	13:02	13:12
④	13:25	13:35	13:37	13:42	13:55	14:00	14:02	14:12
⑤	15:45	15:55	15:57	16:02	16:10	16:15	16:17	16:27
⑥	17:30	17:40	17:42	17:47	17:55	18:00	18:02	18:12
⑦	18:40	18:50	18:52	18:57	19:00	19:05	19:07	19:17

※通年6便まで。減便申請

※1/1～1/3：①便運休

航 路 整 備 計 画 書

令和 8 年 月 日

航 路 名 尾 浦 ～ 宮 窪

事業者名 シーセブン株式会社

経 営 主 体 の 整 備	当該航路に平行又は近接する航路において旅客定期航路事業を営む者がある場合には、当該旅客定期航路事業者との合併又は当該旅客定期航路事業の譲り受け等事業の集約を行うことの要否並びにその実施の方法及び予定期日		なし		
	当該航路に平行又は近接する航路において旅客定期航路事業を営む者がある場合には、当該旅客定期航路事業者とする海上運送法（昭和24年法律第187号）第28条の協定等その他の調整の要否並びにその実施の方法及び予定期日		なし		
運 航 の 基 本 的 条 件 の 整 備	年 度		R9年度	R10年度	R11年度
	航 路	起 点	尾浦港	尾浦港	尾浦港
		主 要 な 寄 港 地	鵜島港	鵜島港	鵜島港
		終 点	宮窪港	宮窪港	宮窪港
	使 用 船 舶	隻 数	1	1	1
		総 ト ン 数	19.00 t	19.00 t	19.00 t
		新たに取得する必要がある場合において要する資金の調達方法			
	運 航 回 数 の 最 小 限		6 往復／日	6 往復／日	6 往復／日
1Km当りの旅客運賃の最高限		1 3 3 円	1 3 3 円	1 3 3 円	

（注）離島航路運営費補助を受けようとする年度以降の3年分を記載すること。

事業者名 シーセブン株式会社
航路名 尾浦～宮窪 航路

離島航路3カ年計画 (令和9年度～令和11年度)

1. 国庫補助航路の経営改善に関する基本方針

安全運航に努め、事故防止のため日常の点検・整備・確認を確実に実施する。
過疎化・高齢化は進んでおり、輸送実績は減少傾向。
サイクリングをはじめとする レジャー客の集客が課題。
開催される地域イベントは、収入確保のため積極的に協力・参加する。

2. 航路整備計画及び運航計画の改善に関する事項

(航路の再編、経営主体のあり方、使用船舶の代替、運航便数・ダイヤの変更等)

項 目	内 容
使用船舶 の代替 ダイヤ改 正など	平成27年3月 船舶代替 学生の定期利用者が0となり減便について再検討。平日の7便目を減便し、6便運航とする。住民の同意を得て減便する。併せて第6便を10分繰り下げて運航することとしたい。 安全統括管理者・運行管理者について、資格者手当を新設する。物価上昇著しいため、船員給与総額の2.48%（船員ごと金額設定し合計2.48%）昇給としたい。

3. 収入の増加・確保に関する事項(輸送量の拡大・確保、運賃改定等)

項 目	内 容
輸送量の拡大・確保 運賃改定	令和元年10月1日 消費税増税に伴い運賃改定 地域イベントは、積極的に協力・参加して収入確保。また、船員が旅行者に島の魅力を伝えることで、リピーター客の増加を図る。SNSを活用した情報発信を始め集客を狙う。ホームページ作成し、時刻表や料金表、代船運航スケジュールなど周知する。

4. 経費の節減に関する事項(船員費、燃料潤滑油費、船舶修繕費等の節減)

項 目	内 容
船員費 燃料潤滑油 船舶修繕費	日給アルバイト1名を採用し、船員の休暇などで必要な日数のみ出勤を依頼して経費削減しているが、雇用継続が課題。燃費向上を目指して、回転をあげないように注意している。利用者の減少が著しい便を見直し（削減）することで燃料代についても節減。

5. 関係機関等との連携に関する事項

(港湾施設等のインフラ整備、離島活性化方策との連携等)

項 目	内 容
離島活性化方策 との連携	サイクリングイベント2026の開催時は、橋の代替交通として増便して協力予定。

6. 今後引き続き検討すべき事項

項 目	内 容
ご利用者・収入増のための方策検討 安全運航	悪天候時は迅速かつ慎重に運航可否判断をすることを再度徹底する。お客様のほとんどが高齢者であることから感染症予防のため、船内の消毒・換気は適切に行う。船員にはマスク着用と手指消毒を推奨する。

運 航 計 画 書

令和8年 月 日

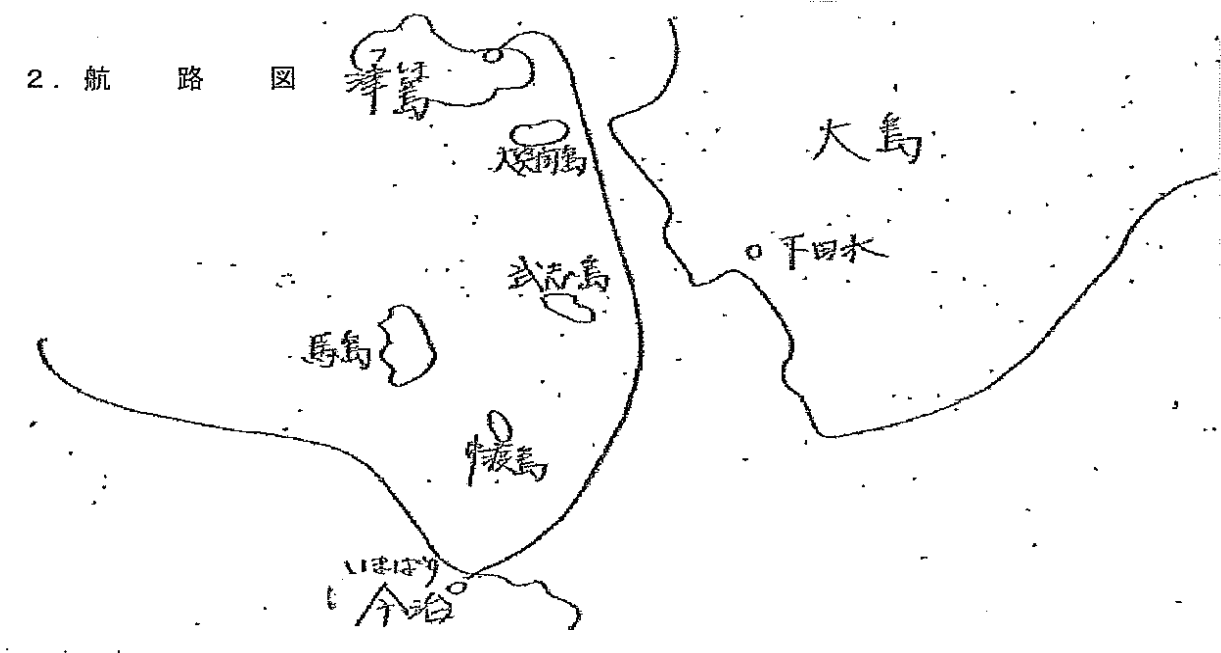
航 路 名 津 島 ～ 今 治 事業者名 津島渡船有限会社

1. 航路の起点、寄港地、終点及びこれらの距離

	起 点	寄 港 地							終 点	合 計
港 名	ツシマ 津島								イマバリ 今治	
各港間距離 (km)									12km	12km
所 要 時 間									30分	30分

(注) 港名にはフリガナをつけること。

2. 航 路 図



- (注) 1. 当該航路の起点、寄港地及び終点到寄港する他の航路（他社の航路を含む。）があれば、その航路を図示し、運航事業者名及び航路名を明記すること。
2. 当該航路の起点、寄港地及び終点と連絡する他の交通手段があれば、それを図示し、その距離及び需要状況を附記すること。

3. 使用船舶（予備船を含む。）の明細

船 名	船 舶 の 種 類	船 質	進 水 年 月	船 舶 所 有 者	総トン数	貨 物 積 載 容 積	自 動 車 航 送 に 係 る 自 動 車 積 載 面 積	旅 客 定 員 （ 等 級 別 に 記 載 す る こ と 。 ）	主 機 の 種 類	連 続 最 大 出 力	航 海 速 力
ニュー おおしま2	汽船	FRP	昭和 62年 3月	津島渡船 (有)	19.0 t	5 t		2等 30名	ディーゼル	700 馬力	18.0ノット

（注）予備船の船名は、かっこ書きすること。

4. 運航回数及び発着時刻表

（1）使用船舶別の運航回数

船 名	運 航 系 統	航 路 距 離	運 航 期 間	運 航 回 数
ニューおおしま2	津島～今治	12km	令和8年10月1日 令和9年9月30日	365回
計		12km		365回

（注）1. 予備船の船名は、かっこ書きとすること。

2. 運航系統の欄には、直行便、抜港便又は折返し便ごとに、それぞれの起点、寄港地、終点、折返し地点を記載すること。

3. 航路距離の欄には、各運航系統ごとの距離を記載すること。

（2）発着時刻表

港 名	津 島	今 治
往 路	8:00	8:30
復 路	12:40	12:10

航 路 整 備 計 画 書

令和 8 年 月 日

航 路 名 津島～今治

事業者名 津島渡船有限会社

経 営 主 体 の 整 備	当該航路に平行又は近接する航路において旅客定期航路事業を営む者がある場合には、当該旅客定期航路事業者との合併又は当該旅客定期航路事業の譲り受け等事業の集約を行うことの要否並びにその実施の方法及び予定期日		今治市経営の津島～幸航路の運航については平成 19 年 4 月 1 日より受託運航を行なっています。それ以後は変化ありません。		
	当該航路に平行又は近接する航路において旅客定期航路事業を営む者がある場合には、当該旅客定期航路事業者とする海上運送法（昭和 24 年法律第 187 号）第 28 条の協定等その他の調整の要否並びにその実施の方法及び予定期日		該当せず。		
運 航 の 基 本 的 条 件 の 整 備	年 度		令和 9 年度	令和 10 年度	令和 11 年度
	航 路	起 点	津島	津島	津島
		主 要 な 寄 港 地			
		終 点	今治	今治	今治
	使 用 船 舶	隻 数	1 隻	1 隻	1 隻
		総 ト ン 数	19 t	19 t	19 t
		新たに取得する必要がある場合において要する資金の調達方法			
	運 航 回 数 の 最 小 限		1 日 1 往復	1 日 1 往復	1 日 1 往復
	1Km 当りの旅客運賃の最高限		42円50銭	42円50銭	42円50銭

（注）離島航路運営費補助を受けようとする年度以降の 3 年分を記載すること。

事業者名 津島渡船有限会社
航 路 名 津島～今治

離島航路 3 力年計画 (令和 9 年度～令和 1 1 年度)

1. 国庫補助航路の経営改善に関する基本方針

島内人口の減少、高齢化による農業人口の減少等による、運航収入の減少はやむをえないものと思われます。輸送量の増加について方策を考えるにも、利用者の99%が島内住民及び島外へ出た里帰りの人ばかりで、増やす手立てがありません。

収入面の改善は困難です。運航費用及び営業費用等の費用面での削減しかないものと思われます。

結果、経営改善の方法としては、安全面を考慮しながら費用を極限まで削減するしか方法はないものと思われます。

2. 航路整備計画及び運航計画の改善に関する事項

(航路の再編、経営主体のあり方、使用船舶の代替、運航便数・ダイヤの変更等)

項 目	内 容
①航路の再編	平成 1 9 年 4 月より、今治市経営の津島～幸航路を当社の受託運航とし、共通費用の按分をはかり相当な額の赤字幅の解消に結びつけました。現状維持は確保したいと思われます。
②経営主体のあり方	当社は100%民間企業ですが、現状のままでと考えています。
③使用船舶の増減・代替、運航便数・ダイヤの変更等	使用船舶は現状維持致します。運航便数については最低限の 1 日 1 往復とし、増便は費用対効果を考え、計画はありません。 ダイヤについて地元住民の意見を取り入れ、設定しているため現状では変更の計画はありません。

3. 収入の増加・確保に関する事項(輸送量の拡大・確保、運賃改定等)

項 目	内 容
①輸送量の拡大	現状では現状維持が精一杯と思われます。
②運賃改定	2 0 1 9 年 1 0 月 1 日より消費税アップによる転嫁を行い運賃改定を行いました。

4. 経費の節減に関する事項(船員費、燃潤滑油費、船舶修繕費等の節減)

項 目	内 容
燃料潤滑油費の節減	年2回の船底掃除で燃費効率を高めて消費量を削減すること。今後も仕入業者への支払条件を少しでも改善して値下げ交渉を行っていきたいと思っていますが、資金繰りを改善する為、支払手形サイトを少し長くしてもらっていますので、まず支払手形サイトの改善を計ることが先決と考えています。
修繕費の節減	津島渡船の使用船「ニューおおしま2」(19t)は老朽化により、修繕費用がかかる為、運航時は丁寧に操船し、エンジンに負担をかけないように致します。

5. 関係機関等との連携に関する事項

(港湾施設等のインフラ整備、離島活性化方策との連携等)

項 目	内 容
離島航路活性化策	島の活性化による利用者の増加など、関係機関と連携して検討したいと考えています。

6. 今後引き続き検討すべき事項

項 目	内 容
運航資金について	3期連続で委託運航航路が赤字、資金繰が悪化していましたが、委託運航航路で徹底した経費削減を行い、4年連続は黒字化し少し運転資金の改善ができたかと思われます。 来期も黒字化を目指し運転資金の改善をはかりたいと思います。

運 航 計 画 書

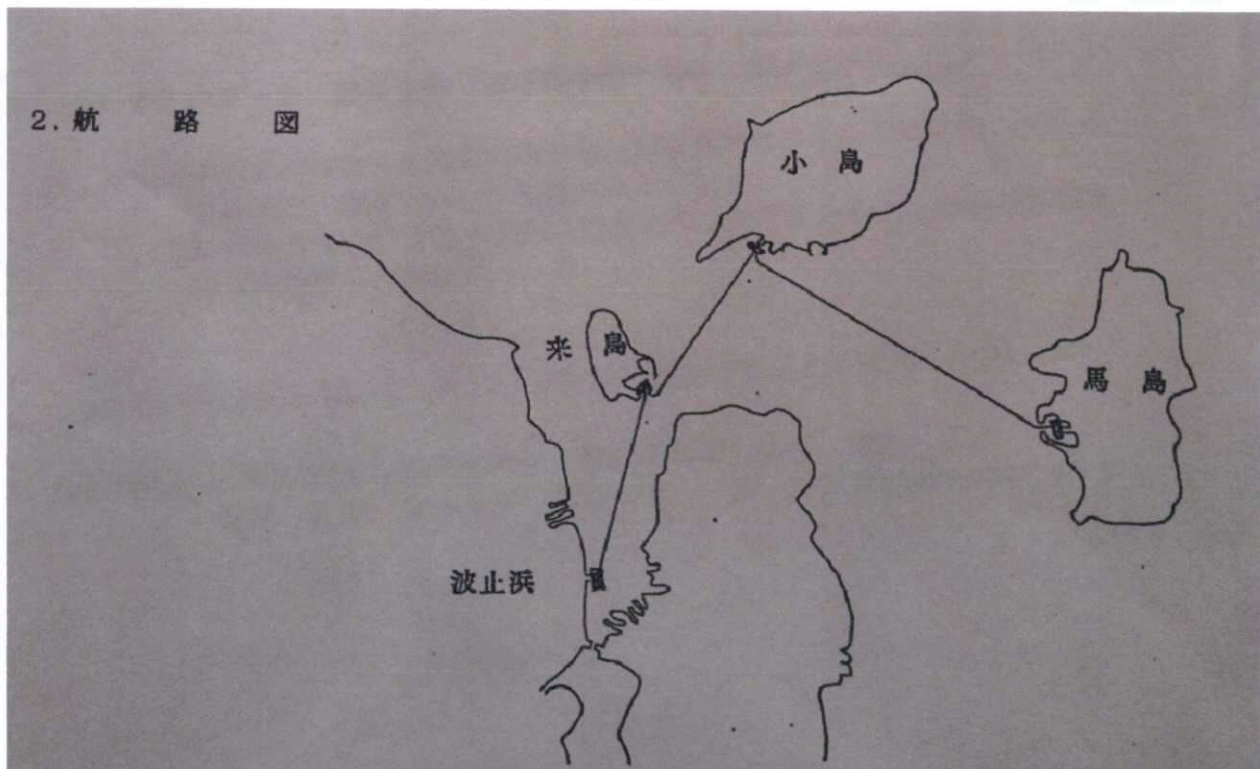
令和 8年 月 日

航 路 名 馬 島 ～ 波止浜 事業 者 名 有限会社 くるしま

1. 航路の起点、寄港地、終点及びこれらの距離

	起 点	寄 港 地							終 点	合 計
港 名	ウマシマ 馬島			オシマ 小島			クルシマ 来島		ハシハマ 波止浜	
各 港 間 距 離 (km)		2.0			0.9		0.9			3.8
所 要 時 間		10分			5分		5分			20分

(注) 港名にはフリガナをつけること。



- (注) 1. 当該航路の起点、寄港地及び終点に寄港する他の航路（他社の航路を含む。）があれば、その航路を図示し、運航事業者名及び航路名を明記すること。
2. 当該航路の起点、寄港地及び終点と連絡する他の交通手段があれば、それを図示し、その距離及び需要状況を附記すること。

3. 使用船舶（予備船を含む。）の明細

船 名	船舶の 種類	船 質	進水 年月	船 舶 所有者	総トン数	貨物積 載容積	自動車航 送に係る 自動車積 載 面 積	旅客定員 (等級別 に記載す ること。)	主機の 種 類	連続最 大出力	航海 速力
くるしま丸	旅客船	アルミ	平成31年 3月	関くるしま	19			58	高速ディーゼル	154KW	9ノット

(注) 予備船の船名は、かっこ書きすること。

4. 運航回数及び発着時刻表

(1) 使用船舶別の運航回数

船名	運航系統	航路距離	運航期間	運航回数
くるしま丸	馬島-小島-来島-波止浜	3.8	通年	1,825
〃	小島-来島-波止浜	1.8	〃	1,091
計				2,916

- (注) 1. 予備船の船名は、かっこ書きとすること。
2. 運航系統の欄には、直行便、抜港便又は折返し便ごとに、それぞれの起点、寄港地、終点、折返し地点を記載すること。
3. 航路距離の欄には、各運航系統ごとの距離を記載すること。

(2) 発着時刻表

△印は、12月31日～1月 3日休航

	馬島(発)	小島(発)	来島(発)	波止浜(着)	波止浜(発)	来島(発)	小島(発)	馬島(着)
1					△7:05	△7:10	△7:15	
2		△7:15	△7:20	△7:25	8:00	8:05	8:10	8:20
3	8:20	8:30	8:35	8:40	10:10	10:15	10:20	10:30
4	10:30	10:40	10:45	10:50	11:10	11:15	11:20	11:30
5	12:00	12:10	12:15	12:20	12:45	12:50	12:55	
6		12:55	13:00	13:05	14:00	14:05	14:10	14:20
7	14:20	14:30	14:35	14:40	15:40	15:45	15:50	16:00
8	16:00	16:10	16:15	16:20	16:50	16:55	17:00	
9		17:00	17:05	17:10				
10								
11								

航 路 整 備 計 画 書

令和8 年 月 日

航 路 名 馬島～波止浜

事業者名 有限会社 くるしま

経 営 主 体 の 整 備	当該航路に平行又は近接する航路において旅客定期航路事業を営む者がある場合には、当該旅客定期航路事業者との合併又は当該旅客定期航路事業の譲り受け等事業の集約を行うことの要否並びにその実施の方法及び予定期日	なし			
	当該航路に平行又は近接する航路において旅客定期航路事業を営む者がある場合には、当該旅客定期航路事業者とする海上運送法（昭和24年法律第187号）第28条の協定等その他の調整の要否並びにその実施の方法及び予定期日	なし			
運 航 の 基 本 的 条 件 の 整 備	年 度	R9年度	R10年度	R11年度	
	航 路	起 点	馬島	馬島	馬島
		主 要 な 寄 港 地	小島・来島	小島・来島	小島・来島
		終 点	波止浜	波止浜	波止浜
	使 用 船 舶	隻 数	1	1	1
		総 ト ン 数	19	19	19
	新たに取得する必要がある場合において要する資金の調達方法				
	運 航 回 数 の 最 小 限		9.0	9.0	9.0
1Km当りの旅客運賃の最高限		177円78銭	177円78銭	177円78銭	

(注) 離島航路運営費補助を受けようとする年度以降の3年分を記載すること。

事業者名 有限会社 くるしま
航路名 馬島 ～ 波止浜

離島航路3カ年計画
(令和9年度～令和11年度)

1. 国庫補助航路の経営改善に関する基本方針

経費の節減

2. 航路整備計画及び運航計画の改善に関する事項

(航路の再編、経営主体のあり方、使用船舶の代替、運航便数・ダイヤの変更等)

項 目	内 容
	変更予定なし

3. 収入の増加・確保に関する事項(輸送量の拡大・確保、運賃改定等)

項 目	内 容
輸送量の拡大・確保	・島民の高齢化・過疎化が年々進行するため、島外からの旅客の増加を図る必要がある。 来島海賊や小島の芸予要塞、しまなみ海道など、魅力的な観光資源をいかして、島外からの旅客の増加について検討していきたい。

4. 経費の節減に関する事項(船員費、燃料潤滑油費、船舶修繕費等の節減)

項 目	内 容
船員費 燃料潤滑油費 船舶修繕費	・必要最低限の人員(船員4名(うち臨時2名))で運航を行っている。 (安全運航を確保する上で、これ以上の人員削減は不可能である。) ・定期的な船内点検及び、船員が対応可能な修繕については、自社でこまめに対応する。

5. 関係機関等との連携に関する事項

(港湾施設等のインフラ整備、離島活性化方策との連携等)

項 目	内 容
離島活性化方策との連携	・地域の小学生・中学生・高校生の遠足・野外活動の場として利用されている。

6. 今後引続き検討すべき事項

項 目	内 容
	・今後ますます島内の高齢化・過疎化が進むため、島外からの旅客の利用を持続的に増加させる対策を検討する必要がある。

3. 使用船舶（予備船を含む。）の明細

船 名	船舶の 種 類	船 質	進 水 年 月	船 舶 所 有 者	総トン数	貨 物 積 載 容 積	自動車航 送に係る 自動車積 載面積	旅客定員 （等級別 に記載す ること。）	主機の 種 類	連続 最 大出 力	航海 速力
第二せきぜん	フェリー	鋼	H15. 6	今 治 市	179t	2. 5t	233m ²	2等135人	ディーゼル	820 PS	11. 0K t
とびしま	旅客船	軽	H28. 11	今 治 市	19t	0. 5t	—	2等 40人	ディーゼル	575PS × 2	17. 5K t

（注）予備船の船名は、かっこ書きすること。

4. 運航回数及び発着時刻表

（1）使用船舶別の運航回数

船 名	運 航 系 統	航 路 距 離	運 航 期 間	運 航 回 数
第二せきぜん	岡村～小大下～大下～今治	22. 2km	R8. 10～R9. 9	1, 464
とびしま	岡村～小大下～大下～宗方 ～今治	26. 2km	R8. 10～R9. 9	1, 464
計				2, 928

（注） 1. 予備船の船名は、かっこ書きとすること。

2. 運航系統の欄には、直行便、抜港便又は折返し便ごとに、それぞれの起点、寄港地、終点、折返し地点を記載すること。

3. 航路距離の欄には、各運航系統ごとの距離を記載すること。

（2）発着時刻表

別添のとおり